

地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業費補助金交付要綱

制定：平成 29 年 3 月 28 日付第 20170000903 号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年 4 月鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年 6 月 25 日法律第 84 号。以下「地理的表示法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、品質、社会的評価等の特性が生産地に主として帰されるものとして登録された特定農林水産物等（地理的表示法第 7 条第 1 項に基づき登録の申請をした農林水産物等を含む。）のブランド化、販路拡大及び消費者への PR を進めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、2 分の 1 を乗じて得た額（同表の第 4 欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、事業を開始する 20 日前までに行わなければならない。ただし、年度当初に開始する事業については、この限りではない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕

入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度事業に適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助上限額
地理的表示 保護制度登 録産品拡 大・ブラン ド化事業費	(1) 地理的表示法第12条第 2項に基づき登録された 生産者団体 (2) 地理的表示法第7条第 1項に基づき登録の申請 をした生産者団体 ※なお、本事業に係る交付申 請は登録又は申請後3年 間までとする。	地理的表示法の制度PRとともに 行う、登録産品（申請中の産品含 む）のブランド化、販路拡大及び 消費者へのPRに係る経費 (例) ・店頭試食に係る経費 ・販促資材の作成 ・多くの来場者が見込めるイベン トでのPRに係る経費 等	750千円

注 委託費については、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条関係）

年度地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業計画書

区 分	内 容	
補助事業の目的、期待される効果		
補助事業内容	<p>※実施予定期間、実施予定場所、実施内容等、具体的にわかるよう記載すること。</p> <p>※一部を外部委託する場合は相手先概要、委託内容を記載すること。</p>	
補助事業完了予定年月日	年 月 日	
他の補助金の活用の有無	有 無 ※いずれかを選択してください。	
	活用する補助金等名称	
	助成元の団体名、連絡先	
	※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。	
県内事業者への発注が困難である理由（別表の注書の申請を行う場合）		
消費税等の取扱い（申請時点）	一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 ※いずれかを選択してください。	
担当者連絡先	担当者名	電話

（添付書類）申請事業の参考となる資料（内容がわかるもの）

様式第2号（第4条関係）

年度地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業 収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	積算内容
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

(注1) 交付申請に当たり補助事業に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、仕入控除税額を含む経費で交付申請をすることができる。

(注2) 控除すべき収入、他の補助金の活用がある場合は、収入の具体的内容を明記すること。

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算内容
合計		

(注1) 交付申請に当たり補助事業に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、仕入控除税額を含む経費で交付申請をすることができる。

(注2) 区分には、旅費、会場借料等、支出の区分を記載し、積算内容を明記すること。

(注3) 上記の内容が記載されていれば、積算内容は別様で構いません。

様

鳥 取 県 知 事 印

年度地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業とし、その内容は、……のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業費補助金交付要綱（平成29年 月 日付第 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

年度地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業 実績報告書

区 分	内 容				
補助事業実績内容	<p>※実施期間、実施場所、実施内容等が具体的にわかるよう記載すること。県産の鶏肉（鶏卵）PRについて実施した内容を具体的に記載すること。 ※一部を外部委託した場合は相手先概要、委託内容を記載すること。 ※販売を行った場合、販売品目別に売上個数及び売上額の明細を添付すること。</p>				
実施補助事業の効果、反響等					
補助事業完了年月日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>※「事業完了年月日」は、補助目的を達成し、原則として支払行為を含む補助事業に係る全ての行為の完了日とする。ただし、やむを得ない理由により年度内に支払行為が出来なかった場合のみ、補助目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日とする。</p>				
他の補助金の活用の有無	<p>有 無 ※いずれかを選択して下さい。</p>				
	<p>活用した補助金等名称</p>				
	<p>助成元の団体名、連絡先</p>				
	<p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金等に係る問合先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>				
消費税等の取扱い （実績報告時点）	<p>一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者</p> <p>※事業途中から変更になった場合は、その時期： 年 月</p>				
担当者連絡先	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">担当者名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%;">電話</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>	担当者名		電話	
担当者名		電話			

（添付書類）事業の実施状況がわかるもの（写真等）

様式第5号（第8条関係）

年度地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業 収支決算書

（1）収入の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	積算内容
県補助金			
自己負担金			
その他			
合計			

（注1）消費税の一般課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。

（注2）控除すべき収入、他の補助金の活用がある場合は、収入の具体的内容を明記すること。

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	積算内容
合計			

（注1）消費税の一般課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を除く額を記載すること。

（注2）区分には、旅費、借料等、支出の区分を記載し、積算内容を明記すること。

（注3）上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

鳥取県知事 様

申請者（住所）
（氏名）
（団体等にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度消費税仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があつた補助金について、地理的表示保護制度登録産品拡大・ブランド化事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の確定額及び補助対象経費の額		
（1）補助金の確定額	金	円
（2）補助対象経費の額	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円
5 添付書類		
（1）当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額の精算の内訳		
（2）その他参考となる資料		